

中国国民党政権の学術振興方策に関する初歩的考察
—南京国民政府治下の学術発展に係る政策基盤の分析を中心に—

橋 本 学

中国国民党政権の学術振興方策に関する初歩的考察

—南京国民政府治下の学術発展に係る政策基盤の分析を中心に—

橋本 学*

1. 緒言—視角と方法—

既に別稿でも明らかにしたように、近代中国では中華民国成立（1912年）後、とくに南京国民政府樹立（1927年）以後に、国立中央研究院・国立北平研究院に代表される独立型研究機関が陸続として設立され、高等教育機関における附置研究組織（研究院・研究所等）の設置も進むなど、学術研究をめぐる環境整備が飛躍的進展を遂げた¹⁾。1930年代が「中国においてアカデミズムがはじめて本格的に成立した時期」と評される理由の一端はここにあらう²⁾。1935年以降、上海自然科学研究所長に就任していた新城新蔵も『中國文化情報』第1号に寄せた「發刊ノ辭」（1937年5月脱稿）の中で、「近年、中國ニ於ケル文化機関ノ發達ハ頗ル著シク、眞ニ「士別三日、即當刮目相待」ノ概ガアル」と高い評価を示している³⁾。当時の政治環境が日中戦争（1937年7月～1945年8月）直前の極めて緊張した状況にあり、一方では「支那は統一社会でなく、統一国家でなく、支那人の国民性には国家意識がない。現在の支那に存在するものは地方的軍閥あるのみであって、蒋介石の南京政権と雖もその一たるに過ぎない」といった中国認識が日本社会に横溢していた時期だけに、新城が打ち出したその評価には一層の重みを感じられる⁴⁾。天文学者・前京都帝国大学総長たる新城の、純学問的な知見に基づく率直な印象であることは確かであらう。なお、同誌所収の「中國科學界ノ展望（一）」には、さらに「中國科學方面ノ發達ハ、約二十年前ヨリ始メテ觀ルベキ成績ヲ現シ、國民政府ノ南京奠都以來愈々長足ノ進歩ヲナセリ」との言及もある⁵⁾。ともあれ、この種の見解は、当時の中国側における認識ともほぼ符合するもので、徐中玉の叙述にその事例を見ることができる。徐中玉がその著書『學術研究與國家建設』（1941年）で中国の学術発展に関する総括を試みていること、その時期区分については既に別稿において紹介したとおりである⁶⁾。

では、以上の南京国民政府治下における学術発展は如何にしてなしたのか。たとえば、徐中玉は上記の著書において「政府對學術研究事業漸能注意扶植」と述べ、政府の学術研究事業に対する支援強化に求めているが⁷⁾、そうした学術発展の要因を政府の支援のみに帰することは困難であらう。欧米側の「庚子賠款」（団匪賠償金）退還金を礎に設立された中華教育文化基金董事会（1924年）や管理中英庚款董事会（1931年）、さらにロックフェラー財団等の海外民間団体による各種助成が存在し、学術文化機関・高等教育機関・学術団体などへの補助、個人への fellowship や研究助成を実施していたからである⁸⁾。国民政府治下におけるそれら諸団体の助成規模が中央政府の教育文化費に比して格段に小さいものであったことは確かだが⁹⁾、その役割を助成規模の多寡のみで測ることは必ずしも妥当ではないであらう。

* 広島大学高等教育開発センター学外研究員／広島国際大学医療福祉学部助教授

しかしながら、冒頭でも述べたように、「中国の科学研究に新しい世紀を開くものであった」と評される国立中央研究院 (Academia Sinica) の設置に象徴的な大型独立研究機関の整備、研究者や高度専門人材の養成を図る高等教育機関附置研究組織の質的充実が¹⁰⁾、南京国民政府下に初めて実現されたことは事実である。また、前記中華教育文化基金董事会 (以下、中基会と略) に代表される「庚子賠款」退還金による助成システムは退還国と中国側の基金共同管理体制下に運営されたものだが、その本格的な運用が開始されるのは南京国民政府以後で、中基会等が認可した各機関・プロジェクトへの基金配分＝補助額を予算に組み込む形での文教政策が展開された¹¹⁾。だとすれば、国民政府治下の学術発展に関する検討では、学術それ自体への検討や研究助成システムを含む学術政策＝学術振興施策の展開に対する検討も然ることながら、学術政策の構造、とくに政策背景や政策の立案過程についても併せて検討する必要があると考える¹²⁾。

ただ、この観点に立って先行研究を概観した場合、特定の制度についてその成立過程を解明した事例はあるが¹³⁾、管見の限り国民政府治下の学術全体を視野に入れた政策構造の検討は未見である。筆者自身、これまで教育部「學術審議委員會」の活動分析を通して日中戦争下における学術政策の基盤を検討した経緯はあるが、それとて国民政府が統治した時期の全体を視野に入れた検討としては必ずしも十分なものと言えない¹⁴⁾。従って、筆者としては以上のような研究現状に鑑み、本稿では国民政府樹立から日中戦争勃発直前の10年に及ぶ学術政策の基盤について初歩的な検討を加えたいと考える。この10年間を一括りとする根拠は、それ以降の8年の政策が基本的にはそれ以前の方針を拠としながらも、日中戦争下という特殊環境に「全面抗戦」遂行を至上命題とする現実的な政策へと些か転換を迫られる点にあり、これについては別途、異同を含めて検討する必要があるだろう。

なお、紙幅との関係もあり、本稿ではこの期の文教政策展開に一定の役割を果たしたと見られる「第一次全國教育會議」(1928年5月)を軸に検討を進めるが、これに当たってはまず同「會議」開催の背景を概観し、その上で、「會議」で成立した主要な学術振興諸案の特色をその背景、特に当該原議案、並びにその立案根拠との関わりにおいて考察する。また、可能な限りにおいて当時の議論を掲示し、政策展開に係るより一層の構造化を図りたいと考える。

2. 「第一次全國教育會議」開催の背景

—中央文教行政機構「大學院」の設置とその特色—

1927年3月、北伐軍によって南京占領が果たされ、その結果として、翌4月には南京国民政府が樹立された。当初、教育行政機構としては広州国民政府時代(1925年3月～26年12月)の教育行政委員会(1926年3月設置)が継承され、並立する武漢国民政府(1926年12月～27年9月)の教育部(1927年3月設置)が有する権限を行使していたが、同年7月の「中華民國大學院組織法」制定に伴い同委員会は廃止された¹⁵⁾。「爲全國最高學術教育機關、承國民政府之命、管理全國學術及教育行政事宜」(組織法第1条)を主旨とする「大學院」¹⁶⁾の院長に就任したのは教育行政委員会委員の一人であった蔡元培である(正式成立は1927年10月)。

蔡元培は中華民國の初代教育総長(教育部の長)として「五種教育」(軍国民教育・実利主義教

育・公民道徳教育・美感教育・世界観教育)の提唱を行い、北京大学校長(在任1916~27年:但し1926年に辞表提出)時代には“教育の独立”“思想の自由”“学問の自由”を主張して北京政府と対立した¹⁷⁾。「大學院」とはその彼が自ら構想した機構で、「中華民國大學院組織法」には「本院設中央研究院」「本院得設勞働大學、圖書館、博物院、美術館、觀象臺等國立學術機關」(組織法第7,8条)等の具体策が明示され¹⁸⁾、彼自身になる「大學院公報發刊詞」(1928年1月)では「實行科學的研究與普及科學的方法」「養成勞働的習慣」「提起藝術的興趣」の3項が「大學院」の基本方針に掲げられるなど¹⁹⁾、そこでの理念は「五種教育」提唱以来の彼の教育思想に貫かれていた²⁰⁾。

なお、中央研究院設置のそもそもの発端は、1924年、孫文(1925年逝去)が「全國最高學術研究機關」としての「中央學術院」設立を主張したことにあり、これが紆余曲折の末に「大學院」隷属組織として実現されることになったのである。1927年11年には中央研究院籌備會(蔡元培主席,成員30名)が開催され、組織大綱「中華民國大學院中央研究院組織條例」が通過した。この大綱では「本院定名為中央研究院,為中華民國最高科學研究機關」「本院受中華民國大學院之委託,實行科學研究,並指導,聯絡,獎勵全國研究事業,以謀科學之進步,人類之光明」「本院院長一人,主事全院行政事宜,以大學院院長兼任」ほか、理化實業研究所,地質研究所,觀象臺,社會科學研究所の設置を先行させることが定められ、以後、蔡元培を院長とする各組織の整備が進められることとなった。なお、同院は1928年4月の「修正國立中央研究院組織條例」制定で「國立中央研究院」となり「大學院」を離脱、同年7月までに氣象研究所,天文研究所,物理研究所,化學研究所,工程研究所,地質研究所,社會科學研究所,歷史語言研究所の各研究組織が設置に至っている²¹⁾。

また、1928年6月には国民政府明令第267号「爲統一全國學術教學機關,概歸大學院主管由」で、「國立中央研究院」を除く既存の「分隸各部院及特殊團體之中央教育學術機關」が一律「大學院」に帰属することが決定された。当時は「中央學術各機關,如清華學校屬於外交部,地質調查所屬於農商部,觀象臺屬於國務院,社會調查所屬於中華教育文化基金委員會,其例不勝枚舉」との状況があり、「教育學術爲一國文化所自出」の観点に立って中央學術教育機関を「統一整理」する必要があるというのがその主旨であった²²⁾。

ただ、こうした「中華民國最高科學研究機關」の設立や「大學院」による「中央教育學術機關」の統括はいわばハード面の整備であり、さらにソフト面、すなわちシステム整備を実施せねば本質的な意味での學術振興を図ることは明らかに困難であった。「第一次全國教育會議」開催の目的の一つは、おそらく教育・學術の専門家から學術振興に向けた改善方策を提示させ、採るべき施策を採ることにあり、この点は蔡元培による「開會辭」(冒頭)からも窺える。彼はその中で「今日爲全國教育會議開會之期,當全國尚未完成統一之期,而大學院已舉行此種會議,有二原因:一以吾國教育界之統一,素未經何種勢力之阻闕;二則以教育上有許多重大問題,非採取全國教育家之意見,未易解決也」と述べ、さらに「今後亟須努力進行者」の第一で「提倡科學教育,一方面從事科學上高深之研究,一方面推廣民衆的科學訓練,俾科學方法得爲國內一般社會所運用」を掲げている²³⁾。

ともあれ、「會議」は首都南京で1928年5月15日から同28日まで開催され、全国26の省市區代表,中央政府各部等の代表,「大學院」招聘の専門家,「大學院」関係者ら78名により提出議案402件が領域ごとに審議された。ちなみに「開會辭」には「全國尚未完成統一」とあるが、中国を取り巻く当

時の情勢は、北伐がなお未完成、山東方面では日本の軍事侵攻が継続中というものであった²⁴⁾。

3. 「第一次全國教育會議」の特色 — 學術振興方策の検討を中心に —

(1) 學術振興関連案件概観

『全國教育會議報告』(1928年8月。以下『報告』と略)によれば「第一次全國教育會議」では三民主義教育・教育行政・教育經費・普通教育・社会教育・高等教育・体育及軍事教育・職業教育・科学教育・芸術教育・出版物及図書館・改進黨立学校の12領域110件の議案が会期内に成立し、37の議案が「會議」後、「大學院」内審議を経て6月28日の「大學院院務會議」で議決された²⁵⁾。

『報告』に基づいて學術振興関連案件(成立案)を抽出整理すると以下のようになる。

- ①教育經費3件:「庚款興學委員會組織大綱案」「擬指定庚子俄國賠款發行庫券作為教育基金案」
「擬指定比義兩國庚款發行庫券作為教育基金案」
- ②普通教育1件:「設立教育研究所案」
- ③高等教育4件:「請大學院訂定大學畢業考試及學位授予條例案」「公費派出留學案」
「提高學術文藝案」「審核醫藥學校案」
- ④科学教育3件:「提倡科學教育注重實驗並獎勵研究案」「促進昆蟲研究案」
「請積極進行國防科學之研究案」
- ⑤芸術教育1件:「獎勵及提倡藝術案」
- ⑥出版物及図書館3件:「獎勵科學著作案」「籌備中央圖書館案」
「大學院所擬建設之中央圖書館應迅籌的款購置國內外歷年出版專門研究學術之各種雜誌及貴重圖書以供各地專門學者參考案」

また、「大學院院務會議」で議決された37議案には「請中央設立編譯局案」「審定學術名詞案」の2件が含まれており、さらに「大會決議保留各案」に「國立大學應增設圖書館學專科案」1件、「後至提案選錄」分にも「小學教師在服務五年以上對於某科有專門研究的需要和興趣時得由核區教育行政機關之介紹升入各該省區大學或大學院繼續研究並免予考試手續以示獎進而造就專門人才案」1件が掲げられている。従って「第一次全國教育會議」で検討された學術振興問題は総論、各論の別はあるにせよ、併せて19に上ったことが判る。

ただ、ここで19案件全てについて考察を加えることは物理的にも困難であり、以下では學術發展の根幹に関わるより総論的な3案件、すなわち上記③高等教育4件のうち「請大學院訂定大學畢業考試及學位授予條例案」「公費派出留學案」「提高學術文藝案」の特色を中心に考察を進めたい。なお、これら3件(以下“高教3案”とする)については『報告』に「請大學院訂定大學畢業考試及學位授予條例案」では3件、「公費派出留學案」で5件、「提高學術文藝案」で1件の原議案が付帯されており²⁶⁾、それら原議案と付された立案根拠を踏まえ“高教3案”の一層の構造化を図る。

(2) 学術振興関連案件の特色とその背景 —“高教3案”の分析を中心に—

(a) 「請大学院訂定大學畢業考試及學位授予條例案」

本案は、①「凡大學得給予學生畢業證書，不得授予學位」，②「學位分學士博士二級，由大學院授予之」，③「凡大學學生修畢規定課程，經大學舉行之各學年課程總考試及格者，由大學給予畢業證書，稱某大學畢業生」，④「凡國內外大學畢業生或具有相當學力者，經大學院舉行之，學士學位考試及格，由大學院授予學士學位」，⑤「凡已得學士學位，繼續研究三年以上，有學術上之發明或著作，經大學院依學位授予條例審查合格者，由大學院授予博士學位」，⑥「凡學位授予條例公布以前，在國內公私立大學得有學士稱號者，應稱某大學學士，得應大學院舉行之學士學位考試，及格者，由大學院授予學士學位」，⑦「凡在國外得某種學位者，應稱某國某大學某種學位，其有學術上之發明或著作，經大學院依學位授予條例審查合格者，由大學院授予博士學位」，⑧「大學畢業考試條例及學位授予條例，由大學院參照本案訂定之」の8項からなり，大学卒業試験制度と学士・博士学位授与制度を分離し，質を学位で保証させようとしたものだが，要点は次のように整理できる²⁷⁾。

大学には卒業試験に基づく卒業証書の発給権を認めるが，学位授与権は認めない。学位授与権は「大學院」に集中させ，「大學院」が実施する学士学位試験並びに「學位授予條例」に基づく審査に合格した者に対してのみ学士・博士学位が授与される。従って，国外における取得学位，「學位授予條例」公布以前の国内機関授与学位により「某國某大學某種學位」「某大學學士」の取得者を自称することはできるが，国家学位の取得者とは見なされない。

既に述べたように，『報告』には「請釐定國家學位等差及組織内外國現有學位審定機關案」（原案1），「劃一大學學位制度案」（原案2），「大學院應設立大學暨專門學校畢業生放試委員會考試全國大學暨專門學校畢業生給發證書及授予學位案」（原案3）が付されているが，これらには当時の高等教育が抱えていた“質の不統一”という問題が吐露されている。

たとえば原案1では，「按學位名稱，各國不一，有類似之名稱，而學力階級互有不同」であり，「日本則以博士爲特殊學位，國人之東渡者實繁有徒，至今所得不過三四人而已」の一方で，1年に満たない洋行で“博士”を自称する者，「一出校門便稱博士」という震旦大学・聖約翰大学（いずれも上海のミッション系大学）の事例が存在することを挙げ，“博士”学位に対する審査の必要を説いている²⁸⁾。また，原案2では「現在公私立各大學畢業生程度至不整齊，而濫行授予某種學位，致失社會上一般人之信仰」，原案3でも「中國近年以來，公私立大學暨專門學校林立，其辦法課程及學生之程度，皆極參差不齊」との実情を掲げ²⁹⁾，高等教育における質の統一と管理が必要だとする。

このほか，原案1は「大學教員資格條例」（1927年公布）に「助教」が「國內外大學畢業，得有學士學位，而有相當成績者」，「講師」が「國內外大學畢業，得有碩士學位，而有相當成績者」，「副教授」が「外國大學研究院研究若干年，得有博士學位，而有相當成績者」との規定がある点に着目し，学位と職階との関係に関する明確な根拠を欠いているばかりか，制度が現実から遊離している旨を指摘してもいる³⁰⁾。

いずれにしても，学校系統上には「大學畢業及具有同等程度者研究之所」としての大学院機構が大学本科の上位に存在していたが，実質的には機能しておらず，後述するように高等教育従事者・研究者の資質養成は事実上，海外留学に委ねられていた³¹⁾。従って，「凡大學得給予學生畢業證書，

不得授予學位」とする方策は大学教育の実情から見て已むを得なかったと考えられる。少なくとも南京国民政府成立直後の段階においては、アカデミズムを如何に発展させるかの問題は当時の高等教育改革の問題と深く結びつくものであったということであろう。

(b) 「公費派出留學案」

本案は、①「大學院獎進高深學術，應設公費額，其留學之資格如左：(1)大學教授在校繼續服務至五年以上，經大學院審查合格者，(2)凡已得學士學位，經留學考試及格者」，②「各省政府得以省費派送留學，其派送方法，由各省市定之，但須呈經大學院批准」を内容とする。要は、公費留学制度の立て直しを企図するもので、中央政府派遣・省政府派遣ともに留学者選考方法の明確化に主眼が置かれていた。ただ、省政府派遣に関しては「大學院」の批准を条件としながらも各省の実情に応じた派遣方法の策定を認めようとするところに特徴がある³²⁾。

『報告』に付帯の「公費派送留學案」(原案1)、「國立大學應每年輪派教授出洋研究或調查某種學術案」(原案2)、「請中央釐訂派遣及管理國外留學辦法案」(原案3)、「整理派遣留學生辦法並延致外國著名大學教授來華案」(原案4)、「派送留學生應選擇大學或高級專門學校畢業生之成績最優者在專門以上學校充任教授二年以上者派送之」(原案5)の各内容は、原案2が「國內學者」の国外先進學術への接触機会増加を主たる狙いとしている以外は、一様に従来の公費留学制度の不備を訴え、厳正な「選派」に基づく制度への轉換を求めている。

原案1では「自國民革命發展到長江以後，留學制度，與一切教育機關，同受軍事及政治影響；曾得公費留學在外者，學費已多中斷，新送學生更不聞提及，學術界有志之士，又多匱於經濟，不克自費留學」と北伐の影響を挙げ「恢復公費留學制度」を求めているが、原案3は1916年に制定された「選派留學外國學生規程」によって省政府・旧教育部による二段階選抜、旧教育部による派遣人数・留学先・研究分野の決定が実施されていたにも拘わらず、結局は「對外既無統一之精神，對內亦少通盤之籌畫」との事態に陥っていると述べ、原案5でも「意志不堅，無所成就者，亦所在多有。揆厥原因，良由派送時選擇不慎，既無嚴切之規定」とし、人々は留学を「終南捷徑」と考え、遂には「濫竿其中」という状況にあると、公費留学制度の改善を求めている³³⁾。

いずれにしても、1920年代は“留学”が中国における教育上の重要問題の一つとして明確に認識され始めた時期と言ってよい。周知のとおり、1924年、雑誌『中華教育界』に発表された舒新城の二編「留學生問題」「再論留學生問題」、さらに彼の『近代中國留學史』(1927年)はその代表と言うべきだが、それと前後して『中華教育界』で留学問題特輯が組まれるなど諸氏の議論が噴出していった³⁴⁾。上記のような各原案の立案背景にはそうした状況があったのである。

なお、原案4の後段「延致外國著名大學教授來華」に関しては「第一次全國教育會議審查會」によって「應由各大學酌量辦理」と議決されている。その主旨は、留学生派遣の効果(先進學術の受容)は限られているが、「外國著名大學教授」の招聘・教育担当が可能となれば大学教員や大学卒業生の研究を促進させ得るがゆえに「造人才之效，實較派遣留學生爲大」であり、かつ「於振起國內學術界研究之精神，尤有裨益」というものであった。中国では清末に多くの外国人教習が雇われ中国人教育に従事し、またミッション系を中心とする外資系教育機関でも外国人教授陣が存在してい

たが、上記の方策は公費支出により従来経験をさらに発展させようとするものであった。

(c) 「提高學術文藝案」

本案は、①「大學院就國立大學師資設備之有特長者，特給歲費，設立特種研究所」，②「大學院就全國學術及研究團體之設備者有特殊成績者，特給歲費，監督其研究事業之進行」，③「由中央提出基金若干，以其年利充獎勵學術文藝作品之用」からなる³⁵⁾。一見して判るように、研究業績・文芸活動において優れた実績を有する機関や団体・個人を対象に組織整備，研究助成・活動助成を行うことがその目的で、①の「國立大學」に対する歳費支給も実績を勘案しての特別配分であった³⁶⁾。

原案には立案根拠として「數十年來，國人往往狃於實利，而於收效不即見之高深學術文藝忽視之殊甚。…北京教育部雖曾一度有獎勵學術基金之設置，又設學術評定會以管理之，然僅紙上空文，無裨實用。而本大學則或以厄於兵亂，或以經費缺乏，不特研究事業無從着手；即普通之高等教育，亦且名不副實。至於留學，則更言之痛心」とある。要するに、人々は実利主義に走り、學術文芸には目もくれない。かつて北京政府が「獎勵學術基金」を設置し「學術評定會」に管理させようとしたが、結局、運用には至らなかった。軍閥抗争や財政難を背景に大学は研究事業を推進するどころではなく、教育ですら成果が上がっていない。留学に至っては言うに及ばない、ということである³⁷⁾。

ちなみに、原案には以下「辦法」10項目が掲げられている。1)「由大學院呈請國民政府，准以此後退還之庚款，悉充提高學術文藝之用」，2)「由大學院調查各國立大學之設備，凡有特長者，由大學院加給歲費，令設特種研究所」，3)「由大學院調查全國藝術教育情形，於各國立大學中加設藝術諸科」，4)「由大學院調查全國學術及研究團體之設備，如有特殊成績者，給以歲費，而監督其研究工作之進行」，5)「於大學條例中，規定購置儀器圖書之費，不得少於常年支出四分之一」，6)「極方發展音樂藝術兩院，舉凡國中重要學派（如有之）務須加以網羅，庶幾不負國立之名」，7)「由大學院依照（三）項（2）條所列原則，制定派遣留學生條例，各省概須遵行」，8)「大學院年設留學學額若干，平均分配於各項學術及文藝；凡關於學術者，學識與經驗須並重。凡關於文藝術者，相當程度而外，應重視天才」，9)「由國家提出基金若干，以其年利充獎勵學術文藝作品之用」，10)「由大學院制定獎勵學術文藝條例，獎金從豐，而評定之手續則務須公正嚴密」。なお、第七項中にある「（三）項（2）條」とは、立案者が原案の立案根拠に示した「文藝」従事者を対象とする留學生選抜についての留意点，すなわち「學術」従事者との特質の違いを考慮すべきだとする内容を指す。

従って、成立案は、原案の第二項，第四項，第九項をほぼそのまま活かしたものと言ってよいが、立案者による原案の骨子（「增加研究高深學術之場所」「文藝之提倡」「留學生之派遣」「獎勵關於學術文藝之作品」）や上記の立案根拠からも判るように、本原案が極めて総合的な観点に基づく學術振興方策案であったことは言うを待たない。加えて、第四骨子「獎勵關於學術文藝之作品」の項に「倣日本帝國學（士）院學術獎勵金辦法，由政府抽撥基金若干，並廣集私人及私人團體之捐助，積成永增無減之鉅款，優獎關於學術及文藝之作品；其評定之職權，於學士院未成立以前，暫由中央研究院，及該院聘請之勝任人員執行之」（筆者補充）とあり、日本における「帝國學士院」の役割に着目している点は注目に値する³⁸⁾。高い識見と慧眼から出た成果であることは自明であろう。

3. 結言 —「第一次全國教育會議」の位置—

以上、南京国民政府樹立直後の学術政策策定について、その推進機関であった中央文教行政機関「大學院」の設置とその特色、「第一次全國教育會議」で成立した学術振興方策の特色とその背景を軸に考察を加えてきた。とくに「第一次全國教育會議」での成立案に関しては、同会議『報告』に付帯された原議案並びに立案根拠、また当時の議論や内外情勢とも併せて考察することで、ある程度の構造化を果たすことができたと考えている。いずれにせよ、当時の学術振興問題は当面する高等教育改革問題と切り離して考えることは困難であったのであり、各成立案に付された立案根拠等からも判るように、採らんとする方策は相互に有機的な結びつきを持っていた。従って、国立中央研究院やこれに続く国立北平研究院のような大型独立研究機関を整備すれば実現しようという類の問題ではなかったのである。冒頭でも述べたように、1930年代がアカデミズムの開花期であったことは確かだが、そこに至る過程は極めて多難であったということであろう。

ただ、課題山積を披瀝するに留まったかの如き「第一次全國教育會議」だが、そこでの成立案はその後に活かされることとなる。たとえば「第二次全國教育會議」（1930年4月）通過の「改進高等教育計劃」には「増派國外留學生辦法」「提倡學術研究獎勵技術發明辦法」「學位授予法草案」等が含まれており、「第一次全國教育會議」成立案について一層の具体化が図られている。しかしながら、既にそれらの連関性について検討する余地はない。今後の課題とし、他日を期したい。

【注】

- 1) 関連する拙稿は以下のとおりである。「中国における近代的学術機関の整備に関する一考察—一日中戦争前夜に至る研究機関の動向を中心に—」, 広島大学大学教育研究センター『大学論集』第28集, 1998年, 39~57頁。「中国における近代的学術機関の整備に関する再論—一日中戦争勃発による研究機関の初期変動とその背景を中心に—」, 『大学論集』第30集, 2000年, 125~140頁。「日中戦争前期・中国の学術状況に関する一考察—中国国民党治下における研究機関の動向を中心に—」, 広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第31集, 2001年, 81~97頁。「中国国民党治下中国における民間研究機関の萌芽と発展—主要5機関の日中戦争勃発までの動向を中心に—」, 『大学論集』第32集, 2002年, 103~115頁。
- 2) 阿部洋「『中国文化情報』について」(上海自然科学研究所『中國文化情報』復刻版別冊, 緑蔭書房, 1994年, 7頁)。
- 3) 前掲『中國文化情報』第1号所収。上海自然科学研究所とは、戦前期に日本側が「対支文化事業」の一貫として中国に設立した研究機関の一つ(1931年開設)であり、『中國文化情報』は中国の学術文化・教育に関する同所刊行の情報誌であった。「対支文化事業」の本来の目的は日中両国間の文化交流や相互理解を増進させることにあったとされるが、1928年5月、日本の第二次山東出兵と済南事件を機に中国側から交渉中止が通告され、以後、日本側は已むを得ず中国側を欠いた文化事業実施に踏み切った。「対支文化事業」, 上海自然科学研究所, 新城新蔵, 『中國文化情

- 報』については前掲『『中国文化情報』について』等を参照。
- 4) アジア経済研究所(日本近代化とアジア主義研究会)編『「中国統一化」論争資料集』, 1971年, 5頁。同書所収の矢内原忠雄「支那問題の所在」に基づく。
 - 5) 前掲『中國文化情報』第1号, 1頁。なお, 引用文中に「中國科學方面ノ發達ハ, 約二十年前ヨリ始メテ觀ルベキ成績ヲ現シ」とあるが, これは自然科学を領域とする中央地質調査所, 中国科学社生物研究所, 黄海化学工業研究社等がいずれも1915年前後から実質的な活動を開始していることを指すと考えられる。これら研究機関については, 拙稿「中国における近代的學術機関の整備に関する一考察—日中戦争前夜に至る研究機関の動向を中心に—」(広島大学大学教育研究センター『大学論集』第28集, 1998年)及び「国民党治下における民間研究機関の萌芽と発展—主要5機関の日中戦争勃発までの動向を中心に—」(広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第32集, 2002年)を参照。
 - 6) 徐中玉『學術研究與國家建設』, 國民圖書出版社〔重慶〕, 1942年, 1~9頁。徐中玉の認識に関しては, 前掲「中国における近代的學術機関の整備に関する一考察」に筆者による原文摘訳がある(前掲書, 42頁)。
 - 7) 前掲『學術研究與國家建設』, 9頁。
 - 8) 董光壁主編『中国近現代科学技術史』, 湖南教育出版社〔長沙〕, 1997年, 511~520頁。
 - 9) 前掲『中國文化情報』第8号, 13~15頁には, 1937年10月調査に基づく「國民政府時代京津文化機關經常費一覽表」があり, 中央教育文化費ほか, 中華教育文化基金董事会, 管理中英庚款董事会, ロックフェラー財団等の歳入元別歳費が揭示されている。これに従えば, 「京津」地区を対象とする中央教育文化費の総額(約802万元)は「京津文化機關經常費」全体(約1688万元)の約1/2を占めていたことが分かる(但し, 「京津文化機關經常費」全体には中華教育文化基金董事会による3万5500米ドルを含まない)。なお, 「民国元年至二十六年教育文化經費一覽表」(中國第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育, 江蘇古籍出版社〔南京〕, 1994年, 118頁)には各年度の教育文化經費の国家予算に占める割合が付記されており, 1928年度(2.30%)以降, 概ね増大傾向にあったことが判明する(1937年度4.29%)。
 - 10) 藪内清『中国の科学文明』, 岩波書店, 1970年, 213頁。前掲「中国における近代的學術機関の整備に関する一考察」, 前掲誌, 45~47頁。並びに前掲「中国における近代的學術機関の整備に関する再論」, 前掲誌, 126~131頁。
 - 11) 「庚子賠款」を基金とする助成システムの発端が「游美肄業館」=公費アメリカ留学生派遣制度にあること, その後, これを基盤に清華大学が設立されたことについては, 前掲「日中戦争前期・中国の學術状況に関する一考察」(前掲誌, 82, 92頁)で既に述べた(このシステムについては阿部洋編『米中教育交流の軌跡—國際文化協力の歴史的教訓』, 霞山会, 1985年, に所収の阿部洋「義和団賠償金によるアメリカの対華文化事業」に詳述されている)。中華教育文化基金董事会とはそうした既存のシステムを基盤とするもので, 董事15名(董事長を含む中国側が2/3, アメリカ側1/3)で構成されていた(前掲『各國ノ團匪賠償金處分問題』)。但し, 当初北京政府が任命した中国側董事は1928年8月, 國民政府の手で改組され, 蔡元培を董事長とする新たな構成が決定さ

- れた（前掲「義和団賠償金によるアメリカの対華文化事業」，前掲書，181，204頁）。ちなみに米中国協定による設立後，「章程」や基金分配に係る諸規定が定められるのは1925年から1926年，すなわち北京政府治下においてだが（外務省文化事業部『各國ノ團匪賠償金處分問題』，1926年，8～57頁），その運用が本格化するのには南京国民政府による北伐完成（1928年）以後である。同会による北京政府治下の事業としては，1925年の北海図書館建設着手，1926年の科学教授席設置補助制度整備，1927年における科学教育顧問委員会設置が挙げられるが，研究補助金及び奨励金，研究教授席設置補助制度等の整備は1928年以後であった（前掲『中国近現代科学技術史』，516～517頁）。なお，管理中英庚款董事会設立の発端は1924年の蔡元培訪英にあり，これがその直後から始まったイギリス議会での特許賠償金処分法案検討に直ちに反映され，教育事業・科学研究・医学及び公衆衛生事業の振興を主目的とする基金創設準備が開始されているが，正式設立は本文にも示したとおり1931年である（前掲『各國ノ團匪賠償金處分問題』，1～6頁。東亜研究所『列國の對支投資（別冊）—列國の團匪賠償金處分状況—』，1941年，48頁。中目威博『北京大学元総長蔡元培 憂国の教育家の生涯』，里文出版，1998年，254頁）。いずれにしても，1918年頃から始まる「退款興学」運動の結果，ロシア革命を背景に賠償金を放棄したソ連を含め，フランス・ベルギー・イタリア等の各国が賠償金を基金とする対華文化事業の実施を決定するに至っている（前掲『各國ノ團匪賠償金處分問題』及び『列國の對支投資（別冊）』参照）。ロックフェラー財団の対華支援については前掲『米中教育交流の軌跡』所収の細野浩二「ロックフェラー財団の対中国戦略—北京協和医学院の開設とその周辺—」（同書，223～244頁）を参照。
- 12) 本稿で用いる“學術政策”＝“學術振興施策”の概念は，文部省學術國際局『我が国の學術』，日本學術振興會，1975年，における「科学政策」の概念規定に準ずることとする。同書は従来（1975年以前）の「大学等の學術研究機関単位の計画に対応して経費や要員を配当するという方法を中心」とする學術振興施策を「待ちの政策」＝「間接的消極的な助成策」と捉え，その反省に立って，「国レベルにおける學術振興のための，総合的視点とそれに基づく積極的な助長策としての科学政策を樹立する必要がある」とし，「科学政策」については「各研究分野の特質と発展の方向に対応して，それぞれの研究目的に即して適切な研究組織を整備すること」「研究の遂行に必要な研究投資を充実すること」，端的には「高度の研究活動が営まれるのにふさわしい研究環境を整備すること」がその目標だとしている（同書，3～5，208～210頁）。
- 13) 例えば，阿部洋氏等の米中教育交流の展開を焦点に据えた「庚子賠款」退還金による助成システム，とくに公費アメリカ留学生派遣制度や中基会等への検討がそれに当たる。
- 14) 拙稿「日中戦争期・中国国民党政権の高等教育政策に関する一考察—教育部「學術審議委員會」の設置とその役割を中心に—」，アジア教育史学会『アジア教育史研究』第9号，2000年，1～12頁。「日中戦争期・中国国民党政権の高等教育政策に関する再論—教員資格審査制度の整備とその特色を中心に—」，前掲『アジア教育史研究』第11号，2002年，29～42頁。
- 15) 劉國銘主編『中華民國國民政府軍政職官人物誌』，春秋出版社〔北京〕，1989年，4～17頁。及び『革命文獻』第53輯，中央文物供應社〔台北〕，1971年，73頁。
- 16) 前掲『革命文獻』第53輯，3頁。

- 17) 蔡元培の民国初期から「大學院」院長時代に至る思想・活動については、徐蘭婷「倡學術自由，開一代新潮—學界泰斗蔡元培」，湯一介編『北大校長與中國文化』（増訂本），北京大學出版社〔北京〕，1998年，59～74頁。並びに前掲『北京大學元総長蔡元培』，89～251頁，等を参照。
- 18) 前掲『革命文獻』第53輯，2～3頁。
- 19) 前掲『革命文獻』第53輯，4頁。
- 20) なお，「大學院」に関する研究としては，例えば高田幸男「南京國民政府の教育政策—中央大學區試行を中心に—」（中國現代史研究会編『中國國民政府史の研究』，汲古書院，1986年，第二編第五章）があり，副題からも判るように「大學院—大學區制」と捉え「大學區」（「中華民國大學院組織法」第6条は「大學院」と「大學區」の關係を示している）理念と特色及び意義について「中央大學區」（江蘇省）の成立から廢止に至る過程への考察を軸に検討した労作であるが，「大學院」の學術政策にはほとんど觸れられていない。なお，「大學區」とは「大學院」の下位に置かれた地方教育行政機構で，高等教育制度の面では省単位を區に“一區一大學”制を実施するというものであった。蔡元培は「大學區」並びに國立中央研究院及びその他學術文化機關を「大學院」に直屬させることで學術・教育を財政的にも中央政府から獨立させ，政治的影響を排除しようしたのである。ただ，この結果，廣東・湖北・浙江・江蘇省や北平の各機關は原形を留めぬまでに整理統合され，江蘇省や北平での「大學區」廢止鬭争が展開された。これへの政府側弾圧で授業停止も相次ぎ，「大學區」は停止を余儀なくされたが，その影響は1930年前後まで残った。また，結局「大學院」も1928年10月には廢止され教育部が復活する（前掲『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育，23～57，231～235頁）。
- 21) 國立中央研究院設置については前掲『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育，1330～1341頁。拙稿「中國における近代的學術機關の整備に関する一考察」，前掲誌，45～46頁。
- 22) 前掲『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第一編 教育，1329頁。
- 23) 『革命文獻』第54輯，中央文物供應社，1971年，7頁。
- 24) 同上書，1，12～18頁。「第一次全國教育會議」開催直前の5月1日，北伐軍は濟南（山東省）に達していたが，これを見た日本が第二次山東出兵を斷行，事態は日中兩軍の衝突，さらに濟南事件發生へと悪化した（日本の濟南占領は5月10日）。同「會議」には國際連盟ジュネーブ本部及びアメリカ大統領クーリッジより電報が寄せられている（中華民國大學院編『全國教育會議報告書』，1928年，丁編28頁）。なお，6月8日には北伐軍による北京占領＝北伐完成が果たされ（北京は同月20日をもって「北平」と改稱，天津と共に特別市となる。特別市は南京・上海を含め4市となる），翌9日には中央研究院が正式成立し，蔡元培も正式に同院長に就任する。以後，蔡元培は1940年，香港で逝去するまで中央研究院院長の職にあった。
- 25) 以下，本文の「第一次全國教育會議」全般に関する内容はとくに断りのない限り，前掲『全國教育會議報告書』全体への参照に基づくことを了解頂きたい。
- 26) 『報告』内容に随えば立案のうち57案件が複数の原議案を基盤としていることが判明する。ただ，同時に「原議題太多，故不編入目錄中」ともあるように（前掲『全國教育會議報告書』，編輯凡例），『報告』に付帶の原議案がその全てではなかった。

- 27) 「請大學院訂定大學畢業考試及學位授予條例案」及び原議案3件については前掲『全國教育會議報告書』乙編, 435~443頁を参照。
- 28) 原案1では, 学位には二種類があり, 「一爲未成材之規定學位, 一爲已成材之特殊學位。規定學位, 謂在學期間必履行其一定之學程而后得之。特殊學位, 乃已超在學時期研究有特殊之業績者得之, 並不限其學程資格」としている。
- 29) 「大學令」「專門學校令」(1912年)から「修正大學令」(1917年)に移行する過程で設置基準が緩んだことを背景に, 大学増大や大学・専門学校間の差異縮小化が進み, 1920年代における専門学校の大学昇格運動を惹起した。1920年に大学11, 専門学校76であったものが, 1925年には大学が50と飛躍的に増加し, 一方で専門学校が58へと大きく減じている事実からもその一端は見てとれよう(陳啓天『近代中國教育史』, 台湾中華書局〔台北〕, 1969年, 267~268頁。『第二次中國教育年鑑』, 商務印書館〔香港〕, 1948年, 「教育統計」)。
- 30) 『革命文獻』第56輯, 中央文物供應社, 1971年, 10~11頁。前掲「日中戦争期・中国国民党政権の高等教育政策に関する再論」, 前掲誌, 31~32頁。
- 31) 前掲「中国における近代的學術機関の整備に関する一考察」, 前掲誌, 43頁。
- 32) 「公費派出留學案」及び原議案5件は, 前掲『全國教育會議報告書』乙編, 444~449頁を参照。
- 33) 「通盤之籌畫」は全般的な計画, 「終南捷徑」は“出世の近道”の義。「濫竿其中」は自己の能力を超えた地位に納まっていることを意味する。
- 34) 舒新城編『近代中國留學史』(東西方文化研究影印文庫版), 上海文化出版社, 1989年(中華書局, 1939年3月版影印)。なお, 舒新城は「選派留學外國學生規程」(1916年)の特色及び問題性についても論じており, 清末以来の私費留学を含めた制度分析を通して南京国民政府樹立前夜の留学制度に潜む問題点を指摘している。この他, 前掲『近代中國教育史』, 第24章「改造前期的留學教育」(311~326頁)は南京国民政府樹立までの留学政策の特質を総括している。
- 35) 「提高學術文藝案」及び原議案は, 前掲『全國教育會議報告書』乙編, 450~454頁を参照。
- 36) 原案では優れた研究実績を有する「國立大學」として北京大学物理系・中央大学植物系(原文には「東大」=国立東南大学と1927年改組以前の機関名が揭示されている), 「全國學術及研究團體」では地質調査所・中国科学社動物組を挙げている。
- 37) 北京政府は1912年に「以研究學術, 增進文化」を目的とする「中央學會」を設立させたほか, 1914年には教育部「學術評定委員會」, 1918年には教育部「學術審定會」を設置しており, 「學術評定委員會」の規程では「獎學基金」(または「特獎」)の管理と運用方法が定められていた(『中華民國史檔案資料匯編』第三輯 文化, 江蘇古籍出版社, 1991年, 555~564頁)。
- 38) 1913年に創設された帝国学士院研究補助金が日本における最も早期の研究補助システムの一つとされる。ただ, 日本で科学研究の奨励の機運が高まるのは第一次世界大戦の終わり頃からで, 文部省科学研究奨励金(1918年)等の補助金・奨励金も生まれてきた。ちなみに日本學術振興会研究費(1933年), 文部省科学研究費(1939年)の設立は學術振興運動の結果と位置付けられている(『日本の科学技術』第1巻, 学陽書房, 1995年, 189~191頁)。従って, 「提高學術文藝案」原案は日本における以上のような情勢の影響を多分に受けたとも考えられる。

A Study of the Measures for the Promotion of Science Taken by the Nanking Government in Modern China: The Making of Academic and Educational Policies and their Characteristics

Manabu HASHIMOTO*

The purpose of this paper is to investigate how the measures for the promotion of science were taken and carried out by the Nationalist Government of China, namely the Nanking Government (established in 1927). The Arts and sciences made rapid progress in the 1930s in China. This progress mainly depended on the policies carried out by the Ministry of Education and Research (1927-28) and the Ministry of Education (1928-49) under the Nanking Government. It was mainly the former ministry that laid a solid foundation of academic and educational policies. Its first minister was the ex-Chancellor of the Peking Government University, Tsai Yuan-pei (1867-1940), who established the Academia Sinica in November 1927, and organized the first National Conference on Education in order to ask for the opinion of experts, on which he could later base the policies that took effect in May 1928.

The first part of the paper describes the political situation and gives an outline of the first National Conference on Education. As a result of the Military Cliques' War, after the establishment of the Republic of China, the academic world and education fell into great confusion. Having recognized that the reform of the educational system and the promotion of science were necessary for social reconstruction, Tsai Yuan Pei held organized the first National Conference on Education. The 78 participants discussed 402 bills (belonging to 12 different areas) and 110 of them were accepted at the conference.

The second part of the paper describes some characteristics of the 19 bills that were approved related to the reform of the higher educational system and the promotion of science. Three of these bills should be mentioned in particular, as they deal with the following areas: (1) The strict enforcement of the procedures that candidates had to go through in order to obtain their degrees; (2) The strict enforcement of the system where the central and local government chose students for studying abroad; (3) The establishment of the subsidy system and the research grant system.

As a conclusion, the paper points out that the measures for the promotion of science were closely connected to the measures for the reform of the higher educational system. As a result, the bills approved at the first National Conference on Education became the framework for the future development of the academic policies carried out by the Ministry of Education.

* Associate Professor, Hiroshima International University